平成２７年（フ）第２９号
山口県周南市大字久米3041番地の１　コーポ蔵光Ｂ－107号
債務者　原田まり子
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第１２５号
神戸市長田区五番町１丁目８番地の５　神戸上沢ハウス303Ｃ、従前の住所神戸市灘区天城通４丁目２番15号　松丘ハイツ101
債務者　北尾　志穂
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６９号
神戸市兵庫区清水町８番１号　101号室
債務者　三條場商店こと　三條場政之
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１６号
神戸市北区有野台５丁目３番地　Ｂ50棟304号
債務者　前田美津代
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３１号
神戸市長田区若松町３丁目３番１－808号
債務者　藤岡　昭弘
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２５３号
神戸市須磨区須磨寺町２丁目３番９号シスターローザ401号
債務者　大和　英夫
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３２号
広島県府中市中須町1642番地２
債務者　高橋　勇雄
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第３３号
広島県府中市中須町1642番地２
債務者　高橋フジエ
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１５３号
熊本市北区楠野町1365番地６
債務者　西本　利恵
1　決定年月日時　平成27年４月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２３号
神奈川県横須賀市西浦賀町３丁目30番17号久里浜壱番館302
債務者　郷　　佳子
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第４３号
神奈川県三浦郡葉山町堀内848番地　セントラーレ新倉105
債務者　稲毛　俊一
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第２７号
長崎県佐世保市江上町716番地１、前住所長崎県佐世保市有福町８番地２
債務者　石田世津子
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第４２号
松江市西浜佐陀町382番地１　県営湖北団地２－104
債務者　秋本　利雄
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５２号
熊本市北区四方寄町1580番地１　上野コーポ103号、旧住所熊本市北区室園町10番49号ローレルハイツ102号
債務者　内田　典子
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１６２号
仙台市青葉区鷺ケ森２丁目28番１号　コーポスズキ102
債務者　星　　将隆
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１６８号
宮城県多賀城市中央３丁目14番12号
債務者　伊藤　　準
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２２１号
仙台市青葉区台原６丁目10番27号　ハミングエイト105
債務者　伊藤　　彩
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係